

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月二七日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合規則第九号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「すべて」を「全て」に改める。

第二十五条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日（当該通院等が体外受精その他の広域連合長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日）の範囲内の期間

第二十五条第二項中「前項第九号、第十号」を「前項第八号の二から十号まで」に、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。